

警 務 第 2 0 6 号
令 和 2 年 9 月 2 9 日
(刑 企)

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う運用上の留意事項等について

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号。以下「改正法」という。）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、「告知要求制限」の規定が設けられ、令和2年10月1日から施行されることとなった。

概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 概要

改正法により、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられ、施行日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されるものである。

2 運用上の留意事項

(1) 「告知要求制限」の対象となる被保険者等記号・番号等

対象となるのは、次の記号・番号等である。

- ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第194条の2第1項に規定する「被保険者等記号・番号等」（保険者番号及び被保険者等記号・番号）
- ・ 船員保険法（昭和14年法律第73号）第143条の2第1項に規定する「被保険者等記号・番号等」（保険者番号及び被保険者等記号・番号）
- ・ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等（保険者番号及び加入者等記号・番号）
- ・ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等（保険者番号及び組合員等記号・番号）
- ・ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する「被保険者記号・番号等」（保険者番号及び被保険者記号・番号）
- ・ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等（保険者番号及び組合員等記号・番号）

- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する「被保険者番号等」（保険者番号及び被保険者番号）

(2) 本人確認等のために被保険者証の提示等を求める際の留意事項

(1) に掲げる記号・番号等については、被保険者証に記載されており、今後も、本人確認等のために被保険者証の提示を求めることは可能であるが、告知要求制限に抵触しないよう、以下の点に留意すること。

なお、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等に係る事務については、本留意事項は適用されない。

ア 被保険者証の提示を受ける場合は、当該被保険者証の被保険者等記号・番号等を書き写さないこと。また、当該被保険者証の写しをとる（写真撮影を含む。）

際は、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。

イ 被保険者証の写しの提出を受けることにより本人確認等を行う場合には、提出者に対し、被保険者等記号・番号等にマスキングの措置を施すよう教示した上で提出を求めること。また、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。

ウ 被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。

(3) 刑事訴訟法に基づく手続に係る留意事項

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく手続において、被保険者等記号・番号等を取り扱う必要性が認められる場合については、「告知要求制限」の規定違反の問題が生じるものではない。なお、立証上、被保険者等記号・番号等が必要か否かを十分に検討の上で取り扱うようにすること。

担当：警務課企画係
刑事企画課刑事部企画係